

公立大学法人横浜市立大学大学評価本部に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 82 号
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 規程第 16 号

(目的)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における自己点検評価、認証評価及び法人評価など評価全般に関わる事項を審議し、その円滑な実施を図るため、法人に大学評価本部を置く。

(所掌事項)

第 2 条 大学評価本部は、次の各号に掲げる事項について審議し、必要に応じて教育研究自己点検評価委員会、国際化推進本部会議、地域貢献推進本部会議及び病院経営推進本部会議等に作業を指示することができる。

- (1) 自己点検評価に関する事項
- (2) 認証評価に関する事項
- (3) 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）に定められた業務実績及び法人評価委員会による評価に関する事項
- (4) その他法人の評価に関する事項

(本部長)

第 3 条 大学評価本部の本部長は、理事長をもって充てる。

(本部員)

第 4 条 大学評価本部に置く本部員は、公立大学法人横浜市立大学合同調整会議規程第 3 条第 1 号から第 3 号に掲げる委員のうち理事長を除く委員とする。

(オブザーバー)

第 5 条 大学評価本部にオブザーバーを置くことができる。

(事務)

第 6 条 大学評価本部に関する事務は、企画総務部企画財務課で行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、大学評価本部の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 26 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 31 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 16 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。